

令和8年度

最上川下流左岸農業水利事業

西野排水機場場内整備その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

## 第1章 総則

最上川下流左岸農業水利事業西野排水機場場内整備その他工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営最上川下流左岸土地改良事業計画に基づき、西野排水機場場内整備及び大和排水機場場内整備を行うものである。

### 2. 工事場所

山形県東田川郡庄内町西野字土手脇地内他

### 3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

#### (1) 西野排水機場場内整備

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1) 土工        | 1 式                  |
| 2) 舗装工       | 1,670 m <sup>2</sup> |
| 3) 付帯施設工     | 1 式                  |
| 4) 工事用進入路撤去工 | 1 式                  |
| 5) 原形復旧工     | 9,400 m <sup>2</sup> |
| 6) 既設吐出水槽補強工 | 1 式                  |
| 7) 西野排水路補修工  | 77.6m                |

#### (2) 大和排水機場場内整備

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 1) 舗装工   | 3,100m <sup>2</sup> |
| 2) 付帯施設工 | 1 式                 |
| 3) 原形復旧工 | 6,455m <sup>2</sup> |

#### (3) 仮設工

|     |
|-----|
| 1 式 |
|-----|

### 4. 工事数量

西野排水機場場内整備は別紙 1－1、大和排水機場場内整備は別紙 1－2「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

(1) 大和排水機場原形復旧は、令和8年8月20日までに完成させるものとする。

(2) 西野排水機場原形復旧は、令和8年11月30日までに完成させるものとする。

### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等107日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

### 3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別途通知する。

## 第4章 現場条件

### 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土を想定している。

### 2. 関連工事

#### (1) 関連工事

本工事に関連する工事として次表に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議して工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

| 工 事 名             | 施工予定時期          |
|-------------------|-----------------|
| 西野排水機場ポンプ設備建設工事   | 令和6年8月～令和8年5月   |
| 生田排水機場建設工事        | 令和6年12月～令和10年3月 |
| 西野排水機場除塵設備他製作据付工事 | 令和7年3月～令和8年5月   |
| 二段割排水機場建設工事       | 令和7年11月～令和10年3月 |

### 3. 第三者に対する措置

#### (1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

#### (2) 隣接地への対策

本工事周辺では営農が行われているので、営農に支障が生じないように配慮し、道路、水路に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないように十分注意して施工しなければならない。

また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。

なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は受注者の責任において処理しなければならない。

#### (3) 交通対策

1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車輛の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。

2) 工事用車輛は、主要資材の搬入搬出及び仮設材運搬時等において、車輛からの流出、飛散等を防止しなければならない。

3) 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車輛の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。

なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこと。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

#### (4) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (5) 現場内への立ち入り制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。

#### 4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

#### 5. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

### 第5章 指定仮設

#### 1. 工事用道路等

##### （1）工事用進入路

西野排水機場場内整備工事の進入に当たっては、酒田市道十五軒局線（西野字西野）から工事用進入路へ大和排水機場場内整備工事の進入は、庄内東部広域農道（庄内町堀野字下堀野）から町道、農道へ進入する計画としているが、管理用道路の走行に際しては、一般車両及び歩行者等に十分留意し、安全確保に努めなければならない。

なお、工事期間中は受注者の責任において維持管理を行うものとし、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 2. 仮締切り工

（1）施工前に仮設計画について計画書を提出するものとする。

（2）既設吐出水槽補強工の施工に当たっては土のう等により締切りを行うものとする。なお、使用する土のう中詰め材については西野排水機場場内の土砂を使用するものとする。

（3）西野排水路補修工の施工に当たっては、大型土のう及び土のうにより全川締切りを行うものとし、排水については旧西野排水機場へ排水するものとする。なお、使用する土のう中詰め材、大型土のう中詰め材は西野排水機場場内の土砂を使用するものとする。

（4）使用後の大型土のう及び土のう中詰め材は、大和建设発生土受入地に搬出するものとする。

（5）現場状況及び仮設計画書に基づき仮設工について変更する場合がある。

#### 3. 建設発生土受入地

##### （1）建設発生土受入地

1）建設発生土受入地は、図面に示す場所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。  
なお、建設発生土受入地は変更する場合がある。

| 名 称        | 所 在 地         | 搬出予定量               | 摘 要      |
|------------|---------------|---------------------|----------|
| 大和建设発生土受入地 | 庄内町堀野字東砂子71-1 | 3,200m <sup>3</sup> | 大和排水機場南側 |

2）受入地では、残土受入地処理を行うものとする。

3）搬出予定量については、運搬実績を監督職員に報告するものとする。

#### 4. 水替工

工事現場内における排水量は、次表のとおり想定している。

なお、現場条件により排水方法に変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

| 工 種     | 排水区分  | 排 水 量 (m <sup>3</sup> /h) | 設置数  | 備 考 |
|---------|-------|---------------------------|------|-----|
| 西野排水路補修 | 常時排水  | 0～7                       | 1 箇所 |     |
|         | 作業時排水 | 0～7                       | 1 箇所 |     |

## 5. 除雪工

工事現場内における除雪対象積雪は10cm以上とする。

なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲及び除雪方法等）の記録を監督職員に報告するものとする。

## 第6章 工事用地等

### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－1、別図－2に示すとおりである。

ただし、工事用地は協議により、変更する場合がある。

### 2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、範囲及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- （4）工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- （5）工事用地等の周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

#### （1）アスファルト

再生密粒度アスコンAs13

#### （2）砕石及び骨材等

粒度調整碎石M-40

再生クラッシャーランRC-40

クラッシャーランC-40

(3) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

| 種 類      | 呼び強度<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | スランプ<br>(cm) | 粗骨材の<br>最大寸法<br>(mm) | 水セメン<br>ト比<br>W/C(%) | セメント<br>の種類に<br>よる記号 | 使用目的                 |
|----------|------------------------------|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 無筋コンクリート | 18                           | 8            | 25                   | 65以下                 | BB                   | 基礎コンクリート             |
| 無筋コンクリート | 18                           | 15           | 20                   | 65以下                 | BB                   | 基礎コンクリート             |
| 無筋コンクリート | 18                           | 8            | 40                   | 65以下                 | BB                   | 底版コンクリート<br>その他無筋構造物 |
| 鉄筋コンクリート | 21                           | 12           | 25                   | 60以下                 | BB                   | 増厚コンクリート<br>集塵ピット    |

(4) 表面被覆材

無機系被覆材

| 試験方法等   |                                                                                                             | 規格値                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 中性化促進試験 | JIS A 1153<br>促進期間4 週間                                                                                      | 中性化深さ5mm以下（中性化速度係<br>数18mm/√年以下）                 |
| 付着強度試験  | JSCE-K 561<br>水中条件における養生条件：供試体<br>作成後、温度20±2℃、相対湿度60±<br>10%で7日間気中養生後、脱型して水<br>中養生を行う。<br>乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル | 各試験条件における付着強度                                    |
|         |                                                                                                             | 標準条件 1.5N/mm <sup>2</sup> 以上                     |
|         |                                                                                                             | 多湿条件 1.5N/mm <sup>2</sup> 以上                     |
|         |                                                                                                             | 低温条件 1.5N/mm <sup>2</sup> 以上                     |
|         |                                                                                                             | 水中条件 1.0N/mm <sup>2</sup> 以上                     |
|         |                                                                                                             | 乾湿繰り返し条件 1.0N/mm <sup>2</sup> 以上                 |
|         |                                                                                                             | 温冷繰り返し条件 1.0N/mm <sup>2</sup> 以上                 |
| 圧縮強度試験  | JSCE-K 561（28日養生）                                                                                           | 21.0N/mm <sup>2</sup> 以上                         |
| 長さ変化率試験 | JIS A 1129-3<br>試験体作成時及び脱型後の養生条件<br>：温度23±2℃、湿度50±5%                                                        | 2日間養生後に脱型した長さを基長<br>とし、材齢28日の長さ変化率が<br>0.05%以下   |
| 摩耗深さ    | 表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案)<br>(材齢28日、10時間経過後)                                                                        | 標準供試体に対する平均摩耗深さ<br>の比が無機系：1.5以下、HPFRCC：<br>2.5以下 |
| 凍結融解試験  | JIS A 1148（A法）<br>試験条件：凍結融解300サイクル                                                                          | 相対動弾性係数85%以上                                     |

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び監督職員が必要と認めた材料については、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

| 材 料 名           | 提 出 物       |
|-----------------|-------------|
| コンクリート          | 配合報告書、試験成績書 |
| アスファルト          | 配合報告書、試験成績書 |
| コンクリート二次製品      | カタログ、試験成績書  |
| 砕石類             | 試験成績書、粒度分析表 |
| プライマー           | カタログ        |
| 表面被覆材（無機系）      | カタログ、配合計画書  |
| 外灯設備（配線資材含む）    | カタログ、仕様書    |
| 鉄筋              | ミルシート       |
| 溶接金網            | カタログ        |
| 目地材             | カタログ、試験成績書  |
| 大型土のう           | カタログ        |
| ブルーシート          | カタログ        |
| 水抜きパイプ（フィルター付き） | カタログ        |

### 3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

| 材 料 名      | 検査・試験項目 | 備 考         |
|------------|---------|-------------|
| コンクリート     | 圧縮強度試験  | 50m3 毎に 1 回 |
| コンクリート二次製品 | 外観・寸法   | 現場搬入時抽出     |

### 4. 資材の調達地域等

次の資材は、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更のないようについて協議するものとする。

| 資 材 名      | 規 格           | 調 達 地 域 等 |
|------------|---------------|-----------|
| コンクリート     |               | 酒田市       |
| アスファルト     | 再生密粒度アスコンAS13 | 酒田市       |
| 再生クラッシャーラン | RC-40         | 鶴岡市       |

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### （1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

#### （2）境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

## 2 再生資源等の利用

### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

| 資材名        | 規格            | 備考 |
|------------|---------------|----|
| 再生クラッシャーラン | RC-40         |    |
| アスファルト     | 再生密粒度アスコンAs13 |    |

また、上記の他、再生資源の利用が必要となる場合は、予め監督職員と協議の上、使用するものとする。

なお、利用する再生資材の入手が困難な場合は、使用材料等について監督職員と協議するものとする。

### (2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を利用する場合、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

## 3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 建設資材廃棄物             | 処理施設名                  | 住所                  | 受入時間       | 事業区分         |
|---------------------|------------------------|---------------------|------------|--------------|
| コンクリート殻             | (株) 安藤組                | 東田川郡庄内町提興屋<br>字中島80 | 8:00～17:00 | 再資源化<br>施設業者 |
| アスファルト殻             | 庄内日本海ア<br>スコン共同企<br>業体 | 鶴岡市藤島字西細杖<br>262-2  | 8:00～17:00 | 再資源化<br>施設業者 |
| 廃プラスチック<br>(土木用シート) | (株) エコー                | 酒田市高砂字官林続10-<br>17  | 8:00～17:00 | 再資源化<br>施設業者 |

## 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程          | 作業内容              | 分別解体等の方法             |
|-----------------|-------------|-------------------|----------------------|
|                 | ①仮設         | 仮設工事<br>□有 ■無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | ②土工         | 土工事<br>□有 ■無      | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | ③基礎         | 基礎工事<br>□有 ■無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                 | ④本体構造       | 本体構造の工事<br>■有 □無  | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑤本体付属品      | 本体付属品の工事<br>■有 □無 | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                 | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br>□有 ■無   | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |

注) ■が該当部分である。

## 5. 土工

### (1) 掘削

1) 掘削発生土は、埋戻及び盛土に流用するもののほか全て、庄内町建設発生土受入地へ搬出

しなければならない。

2) 掘削において、過掘となった場合は購入土を用いて(2)に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。

3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

## (2) 埋戻

1) 埋戻一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、地山と同等程度に締固めなければならない。

2) 本工事における埋戻材料は、掘削発生土を使用することで考えているが、掘削発生土が埋戻材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

## 6. 既設構造物撤去工

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 撤去した既設構造物は、3. に示す処理施設へ搬出するものとする。

## 7. 舗装工

(1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤 PK-3) 126 リットル/100m<sup>2</sup>以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

(2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

## 8. 既設吐出水槽補強工

### (1) 準備工

1) 湧水や降雨が構造物背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、施工に支障となる樹木や草、泥土等が存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

2) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のため、必要に応じてビニールシート等による養生を行うものとする。

### (2) 試験施工

下地処理工の着手にあたっては、事前に洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗(凹凸)量を把握するための試験施工を行い、その結果により必要洗浄圧に変更が生じる場合においては監督職員と協議するものとする。

#### 1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

#### 2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設構造物表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

| 項目   | 下地処理    | 下地処理後    |        |
|------|---------|----------|--------|
|      |         | 不陸(凹凸)調査 | 付着強度試験 |
| 試験位置 | 補修箇所1地点 | 同左       | 同左     |

| 項目               | 下地処理             | 下地処理後             |                                                  |
|------------------|------------------|-------------------|--------------------------------------------------|
|                  |                  | 不陸(凹凸)調査          | 付着強度試験                                           |
| 施工場所<br>(1地点当たり) | 左右側壁1箇所          | 同左                | 同左                                               |
| 施工範囲<br>(1箇所当たり) | 1.0m×1.0m        | 0.3m×0.3m         | 3個                                               |
| 調査方法             | 1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査 | 測線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定 | 単軸引張試験<br>噴射圧力1ケース毎に、左右側壁の全2箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験 |
| 試験の規格値           | —                | —                 | 側壁：個々の値が1.0N/mm <sup>2</sup> 以上                  |

### (3) 下地処理工

- 1) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。
- 2) 標準洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち試験施工を行い、上記(2)に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

### (4) 施工範囲の確認

- 1) 施工範囲は、発注者が示す図面により、表面被覆の位置及び範囲を確認する。図面に記載のない、コンクリート劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、施工の対象とするか否かについて協議するものとする。

### (5) 表面被覆工（無機系）

#### 1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーの施工に際しては、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

#### 2) 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

#### 3) 被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

以上の作業においては、プライマーの打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

#### 4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

#### 5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

## 9. 西野排水路補修工

### (1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。  
また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。
- 3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

### (2) 洗浄工

洗浄機を用い既設ブロック積水路表面及び既設基礎コンクリートブロック表面の泥や藻、苔の付着及び剥離箇所等局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

### (3) 表面処理工（コンクリート増厚工事）

- 1) 施工に当たっては、事前に差し筋の位置を示した割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 施工に当たっては、現況断面に合わせて施工する。標準断面と異なる場合は、現況断面の寸法を確認し、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3) コンクリートの打ち込み後は、適切な方法により養生を行うものとする。
- 4) 伸縮目地は既設目地と同間隔及び同位置で設けるものとする。

### (4) 底版コンクリート

- 1) コンクリートの施工に当たっては、十分に湧水処理を行うものとする。
- 2) コンクリートの打設に先立ち水路底を丁寧に整形するものとする。なお、想定している土質と異なる軟弱層や洗掘の著しい箇所を確認した場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3) コンクリートの打込み後は、適切な方法で養生を行うものとする。
- 4) 伸縮目地は、既設目地と同間隔及び同位置で設けるものとする。

## 10. 外灯工

外灯（街路灯4灯、投光器2個）を図面に示す箇所に設置するものである。

外灯までの配線及び、電線管の一部は設置されていないので、本工事において電線管の埋設及び配線を行うものとする。

## 11. 整地工

### (1) 表土扱い

- 1) 表土厚は仕上がり厚15cm以上確保できるよう想定しているが、表土の剥ぎ取りに先立ち、監督職員、地元関係者等の立会のもと表土厚さの確認を行い、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 2) 表土戻しは基盤仕上げ終了後、表土をブルドーザにより厚さ15cmに均平になるよう、また、石礫その他雑物の混入により耕作に支障のないよう十分に施工しなければならない。

### (2) 基盤整地

- 1) 基盤均平作業は作業の良し悪しにより、田面乾燥・耕土厚・作物育成にむらを生じる原因となり、しかも、表土戻しの後、手直し作業は非常に困難であるので、作業は細心の注意を

払って仕上げなければならない。

(3) 表土整地

- 1) 表土均平は乾土均平工法とする。
- 2) 降雨・積雪・土壌の凍結等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によらなければならない。

(1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(2) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(3) 出来形管理

1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

| 工 種                 | 項 目 | 管理基準値及び規格値                        | 測定基準                                              |
|---------------------|-----|-----------------------------------|---------------------------------------------------|
| コンクリート増厚工・底版コンクリート工 |     |                                   |                                                   |
| 洗浄工                 | 外観  | 表面に付着物がなく、劣化物のないコンクリートブロック面であること。 | 施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で処理面を目視確認する。左右岸の側壁を確認する。      |
| コンクリート増厚工           | 厚さ  | 基準値：+20mm、-13mm<br>規格値：-20mm      | 施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。左右岸の側壁及び天端部の4点を測定する。    |
|                     | 法長  | 基準値：+30mm、-30mm<br>規格値：-50mm      | 施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。左右岸の側壁の2点を測定する。         |
|                     | 外観  | 増厚面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ等がないこと。      | 施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で増厚面を目視確認する。左右岸の側壁及び天端部を確認する。 |
|                     | 面積  | 基準値：－<br>規格値：施工面積≧設計面積            | 全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。    |
| 底版コンクリート工           | 幅   | 基準値：-65mm<br>規格値：-100mm           | 施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。                        |
|                     | 厚さ  | 基準値：-13mm<br>規格値：-20mm            |                                                   |

2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

| 工 種 | 撮 影 基 準 | 撮 影 箇 所 |
|-----|---------|---------|
|-----|---------|---------|

|           |                                       |                                        |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------|
| 洗浄工       | 施工延長おおむね 20mにつき 1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。 | 施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凸凹の状況を撮影。 |
| コンクリート増厚工 | 施工延長おおむね 20mにつき 1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。 | 施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。  |
| 底版コンクリート工 | 施工延長おおむね 20mにつき 1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。 | 施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。  |

#### (4) 品質管理

1) 補修工事における品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

| 工種   | 試験(測定)項目 | 試験方法   | 規格値                                                                                                | 試験(測定)基準                                                 |
|------|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 下地処理 | 付着強度     | 単軸引張試験 | 側壁：個々の値が $1.0\text{N/mm}^2$ 以上<br>底版：3個の平均値は $1.0\text{N/mm}^2$ 以上、かつ個々の値は $0.85\text{N/mm}^2$ 以上。 | 下地処理後<br>500 $\text{m}^2$ ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個 |

### 3. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

### 4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
  - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
  - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時に URL ([https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 土質が異なった場合
2. 転石が出現した場合
3. 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
4. 排水方法の変更、排水量が著しく増減した場合及び排水処理が必要となった場合
5. 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現による変更が生じた場合
6. 土質状態により、建設発生土の処理等を追加する場合
7. 既設構造物表面状態により、新たな補修工が必要となった場合
8. 建設発生土受入地への搬出予定量に変更が生じた場合
9. 西野排水路右岸護岸復旧が必要となった場合
10. 外灯の設置場所及び電線管の配管ルートに変更が生じた場合
11. 既設吐出水槽補強工に変更が生じた場合
12. 工事用進入路及び待避所等の借地範囲の除草が必要となった場合
13. 既設構造物の補修・補強工が必要となった場合
14. 施工上新たな工種の追加が必要となった場合
15. 交通対策等が必要となった場合
16. 除雪量に変更が生じた場合
17. 土のうの配置及び数量に変更が生じた場合
18. 既設道路、工事用道路の使用状況により道路補修が必要となった場合
19. 建設資材廃棄物の追加又は処理量に変更が生じた場合
20. 用地境界杭の設置が必要となった場合
21. 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成等を指示した場合

22. 下地処理工で洗浄圧に変更が生じた場合
23. 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査等を追加する場合
24. 第三者との協議により変更が生じた場合
25. その他両者協議の上、必要と認めた場合
26. 設置済み外柵工の一部調整等が必要となった場合
27. 既設吐出水槽内に設置している鉄板の取外しを指示した場合
28. 場内に設置している仮設用水管の撤去が必要になった場合
29. 大和排水機場既設吐出水槽の補修が必要になった場合
30. 公表している土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格（一般的に使用される建設資材の積算単価）及び当該工事の予定価格積算に用いる資材価格（当該工事のみに使用される建設資材の積算単価）について、購入時の資材価格と乖離が生じていることが確認された場合
31. 公表している土地改良事業等標準歩掛等（予定価格積算等に用いている歩掛）について、作業時の歩掛と乖離が生じていることが確認された場合

## 第12章 その他

### 1. 契約後 VE 提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6）のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### （5）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### （6）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部

### 3. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等

における日付)とする。

#### 4. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### 5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

##### (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

##### (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

##### (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議して定めるものとする。

##### (4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

##### (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

#### 6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

##### (1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数（※）}$$

（※） 補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項

目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】、【推奨する仕様、付属品】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目 | 実施する内容（率計上分） |
|------|--------------|
|------|--------------|

|       |                                                                                                                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | ア 用水・電力等の供給設備<br>イ 緑化・花壇<br>ウ ライトアップ施設<br>エ 見学路及び椅子の設置<br>オ 昇降設備の充実<br>カ 環境負荷の低減                                                                                              |
| 営繕関係  | ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>イ 労働宿舍の快適化<br>ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室）<br>エ 現場休憩所の快適化<br>オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                                        |
| 安全関係  | ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>イ 盗難防止対策（警報器等）                                                                                                                              |
| 地域連携  | ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）<br>イ 完成予想図<br>ウ 工法説明図<br>エ 工事工程表<br>オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む）<br>カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>ク パンフレット・工法説明ビデオ<br>ケ 社会貢献 |

#### 10. 週休2日による施行

（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合等があれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する

ア 補正係数

|           | 週単位の週休2日<br>(現場閉所1週間に<br>2日以上) | 月単位の週休2日<br>(現場閉所率28.5%<br>(8日/28日以上)) |
|-----------|--------------------------------|----------------------------------------|
| 労務費       | 1.02                           | 1.02                                   |
| 共通仮設費(率分) | 1.05                           | 1.04                                   |
| 現場管理費(率分) | 1.06                           | 1.05                                   |

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として、「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号 大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (5) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

| 名称               | 区分 | 補正係数 |
|------------------|----|------|
|                  |    | 月単位  |
| 鉄筋工              |    | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 |
| 排水構造物工           |    | 1.02 |
| 構造物とりこわし工        | 機械 | 1.01 |

11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績

を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

### 13. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「西野排水機場、大和排水機場（以下、工事箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 14. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必

要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- （5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- （2）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- （3）受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- （4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- （6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- （7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- （8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 16. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている302日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年2月26日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者からの変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

17. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

18. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- （1）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- （2）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

**【被災農林漁家の就労機会の確保】**

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別      | 規格              | 単位             | 数量        | 備 考 |
|---------------|-----------------|----------------|-----------|-----|
| 1. 土工         |                 |                |           |     |
| (1) 吐出水槽埋戻    |                 |                |           |     |
| 埋戻            |                 | 式              | 1.000     |     |
| (2) 原形復旧      |                 |                |           |     |
| 床掘            |                 | 式              | 1.000     |     |
| 土木シート撤去       |                 | m <sup>2</sup> | 9,450.000 |     |
| 廃プラ処分         |                 | m <sup>3</sup> | 5.000     |     |
| 耕地復旧（埋戻）      |                 | m <sup>2</sup> | 9,400.000 |     |
| 耕地復旧（耕地）      |                 | m <sup>2</sup> | 9,400.000 |     |
| 砂利舗装工         | C-40、 t =100    | m <sup>2</sup> | 515.000   |     |
| (3) 土砂運搬      |                 |                |           |     |
| 土砂運搬          | L=15.5km以下      | 式              | 1.000     |     |
| 2. 舗装工        |                 |                |           |     |
| (1) 舗装準備工     |                 |                |           |     |
| 舗装版切断         |                 | m              | 312.400   |     |
| 舗装版粉碎         |                 | m <sup>2</sup> | 359.200   |     |
| 殻運搬           |                 | m <sup>3</sup> | 10.000    |     |
| 碎石撤去運搬        | RC-40           | m <sup>3</sup> | 43.000    |     |
| 不陸整正          | 上水道             | m <sup>2</sup> | 180.000   |     |
| 不陸整正          | 排水機場場内          | m <sup>2</sup> | 1,490.000 |     |
| (2) アスファルト舗装工 |                 |                |           |     |
| 上層路盤（車道・路肩部）  | M-40、 t=100     | m <sup>2</sup> | 180.000   |     |
| 表層（車道・路肩部）    | 再生密粒度As13F t=50 | m <sup>2</sup> | 180.000   |     |

# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別     | 規格                | 単位             | 数量        | 備 考 |
|--------------|-------------------|----------------|-----------|-----|
| 下層路盤（車道・路肩部） | RC-40、t=70        | m <sup>2</sup> | 1,490.000 |     |
| 上層路盤（車道・路肩部） | M-40、t=70         | m <sup>2</sup> | 1,490.000 |     |
| 表層（車道・路肩部）   | 再生密粒度As13、t=40    | m <sup>2</sup> | 1,490.000 |     |
| 3. 付帯施設工     |                   |                |           |     |
| （1）場内整備工     |                   |                |           |     |
| 外柵工          | 転落防止柵 H=1.1m      | m              | 182.200   |     |
| 落蓋式U字側溝設置    | 300×300、場内        | m              | 109.800   |     |
| 落蓋式U字側溝蓋設置   | 300×300、場内        | 枚              | 109.000   |     |
| 落蓋式U字側溝      | 300×300、場内出入口、坂路部 | m              | 10.000    |     |
| 落蓋式U字側溝蓋設置   | 300×300、場内出入口、坂路部 | 枚              | 10.000    |     |
| 基礎碎石         | RC-40、t=100       | m <sup>3</sup> | 5.300     |     |
| スロープ工        |                   | 箇所             | 1.000     |     |
| 歩者道境界ブロック    | A種                | m              | 6.000     |     |
| （2）集塵ピット     |                   |                |           |     |
| 基礎碎石         | RC-40 t=150       | m <sup>2</sup> | 20.000    |     |
| 均しコンクリート     | 18-8-25、BB        | m <sup>3</sup> | 1.000     |     |
| 型枠           | 均しコンクリート          | 式              | 1.000     |     |
| コンクリート       | 21-12-25、BB       | m <sup>3</sup> | 4.000     |     |
| 型枠           |                   | 式              | 1.000     |     |
| 鉄筋           | SD295 D13         | ton            | 0.170     |     |
| （3）U字側溝布設工   |                   |                |           |     |
| U字側溝布設工      | 300×300           | m              | 149.000   |     |
| 床掘           |                   | 式              | 1.000     |     |
| 埋戻           |                   | 式              | 1.000     |     |

# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別       | 規格      | 単位             | 数量      | 備 考 |
|----------------|---------|----------------|---------|-----|
| (4)ボックスカルバート工  |         |                |         |     |
| ボックスカルバート工     | 600×600 | m              | 8.000   |     |
| 床掘             |         | 式              | 1.000   |     |
| 埋戻             |         | 式              | 1.000   |     |
| (5)転換樹工        |         |                |         |     |
| 床掘             |         | 式              | 1.000   |     |
| 埋戻し            |         | 式              | 1.000   |     |
| 基礎砕石           |         | m <sup>2</sup> | 1.000   |     |
| コンクリート         |         | m <sup>3</sup> | 0.400   |     |
| 型枠             |         | 式              | 1.000   |     |
| 4. 工事用進入路撤去    |         |                |         |     |
| (1)待避所 1       |         |                |         |     |
| 土木シート撤去        |         | m <sup>2</sup> | 280.000 |     |
| 廃プラ処分          |         | m <sup>3</sup> | 1.000   |     |
| 床掘             |         | 式              | 1.000   |     |
| 法面整形           |         | m <sup>2</sup> | 120.000 |     |
| (2)待避所 2～3     |         |                |         |     |
| 大型土のう撤去        |         | 袋              | 27.000  |     |
| 舗装版切断          |         | m              | 8.000   |     |
| 舗装版粉碎          |         | m <sup>2</sup> | 30.000  |     |
| 殻運搬            |         | m <sup>3</sup> | 2.000   |     |
| 砕石撤去運搬         | RC-40   | m <sup>3</sup> | 20.000  |     |
| (3)仮設通路 1～4 撤去 |         |                |         |     |
| 大型土のう          | 撤去      | 袋              | 40.000  |     |

# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別     | 規格          | 単位             | 数量     | 備 考 |
|--------------|-------------|----------------|--------|-----|
| (4)土砂運搬      |             |                |        |     |
| 土砂運搬         | L=15.5km以下  | 式              | 1.000  |     |
| 5. 既設吐出水槽補強工 |             |                |        |     |
| (1)増厚コンクリート  |             |                |        |     |
| 高圧洗浄工        | 14.7Mpa     | m <sup>2</sup> | 36.000 |     |
| コンクリート       | 21-12-25、BB | m <sup>3</sup> | 7.300  |     |
| 型枠           |             | 式              | 1.000  |     |
| 鉄筋           | SD295、D13   | ton            | 0.300  |     |
| 6. 西野排水路補修工  |             |                |        |     |
| (1)既設構造物撤去工  |             |                |        |     |
| コンクリートカッター   | t=100       | m              | 79.600 |     |
| 構造物取壊し       | 機械          | m <sup>3</sup> | 7.800  |     |
| 殻運搬          | 無筋コンクリート    | m <sup>3</sup> | 7.800  |     |
| (2)土工        |             |                |        |     |
| 床掘           |             | 式              | 1.000  |     |
| 掘削補助機械搬入搬出   |             | 回              | 2.000  |     |
| 埋戻           |             | 式              | 1.000  |     |
| 基礎砕石         | RC-40、t=200 | m <sup>2</sup> | 10.000 |     |
| 基面整正         |             | 式              | 1.000  |     |
| 土砂運搬         | L=15.5km以下  | 式              | 1.000  |     |
| (3)表面処理工     |             |                |        |     |
| コンクリート       | 18-8-25、BB  | m <sup>3</sup> | 28.000 |     |
| 型枠           |             | 式              | 1.000  |     |
| 底版コンクリート     | 18-8-40、BB  | m <sup>3</sup> | 5.500  |     |

# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別     | 規格                      | 単位             | 数量      | 備 考 |
|--------------|-------------------------|----------------|---------|-----|
| 溶接金網設置工      | φ 6 150×150             | m <sup>2</sup> | 216.000 |     |
| 鉄筋           | SD295_D13_L=170mm_差し筋   | ton            | 0.029   |     |
| コンクリート削孔     |                         | 孔              | 174.000 |     |
| 水抜きパイプ       | VUφ50フィルター付き            | 箇所             | 70.000  |     |
| コンクリート削孔     |                         | 孔              | 70.000  |     |
| 高圧洗浄工        | 14.7Mpa                 | m <sup>2</sup> | 163.000 |     |
| 基礎砕石         | RC-40、t=150             | m <sup>3</sup> | 23.000  |     |
| 基礎コンクリート     | 18-15-20、BB             | m <sup>3</sup> | 8.000   |     |
| 型枠           |                         | 式              | 1.000   |     |
| 鉄筋           | SD295、D13               | ton            | 0.045   |     |
| 樹脂カプセル       | D13用                    | 本              | 86.000  |     |
| コンクリート削孔     |                         | 孔              | 86.000  |     |
| 鉄筋           | SD295、D13               | ton            | 0.010   |     |
| プライマー塗布      |                         | m <sup>2</sup> | 27.000  |     |
| 目地板          | 目地板 (フォーム発泡体)<br>t=10mm | m <sup>2</sup> | 1.000   |     |
| 7. 仮設工       |                         |                |         |     |
| (1)排水処理工     | 既設吐出水槽補強工               |                |         |     |
| 土のう製作        |                         | m <sup>3</sup> | 10.000  |     |
| 土のう運搬        | L=0.2km以下               | m <sup>3</sup> | 20.000  |     |
| 高密度ポリエチレン管設置 |                         | 式              | 1.000   |     |
| 廃プラスチック運搬処理  |                         | m <sup>3</sup> | 1.000   |     |
| (2)排水処理工     | 西野排水路補修工                |                |         |     |
| 大型土のう工       | 製作・設置                   | 袋              | 20.000  |     |
| 大型土のう運搬      | L=0.2km以下               | m <sup>3</sup> | 40.000  |     |

# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別    | 規格             | 単位             | 数量        | 備 考 |
|-------------|----------------|----------------|-----------|-----|
| 大型土のう       | 撤去             | 袋              | 20.000    |     |
| シート類敷設、撤去   | ブルーシート#3000    | m <sup>2</sup> | 44.000    |     |
| 運搬処理        | 大和建设発生土受入地まで   | m <sup>3</sup> | 20.000    |     |
| 排水ポンプ（仮設）   | 0以上7m3未満、作業時排水 | 箇所             | 1.000     |     |
| 排水ポンプ（仮設）   | 0以上7m3未満、常時排水  | 箇所             | 1.000     |     |
| 雪寒仮囲い       | 設置、撤去          | m <sup>2</sup> | 160.000   |     |
| 足場          | 単管傾斜           | 式              | 1.000     |     |
| 廃プラスチック運搬処理 |                | m <sup>3</sup> | 1.000     |     |
| (3)除雪工      |                |                |           |     |
| 除雪          | 工事用道路          | m <sup>3</sup> | 1,600.000 |     |
| 8. その他      |                |                |           |     |

## 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別      | 規格             | 単位             | 数量        | 備 考 |
|---------------|----------------|----------------|-----------|-----|
| 1. 舗装工        |                |                |           |     |
| (1) 舗装準備工     |                |                |           |     |
| 不陸整正          |                | m <sup>2</sup> | 3,100.000 |     |
| (2) アスファルト舗装工 |                |                |           |     |
| 下層路盤          | RC-40、t=70     | m <sup>2</sup> | 3,100.000 |     |
| 上層路盤          | M-40、t=70      | m <sup>2</sup> | 3,100.000 |     |
| 表層            | 再生密粒度As13、t=40 | m <sup>2</sup> | 3,100.000 |     |
| 2. 付帯施設工      |                |                |           |     |
| (1) 照明設備      |                |                |           |     |
| 外灯a (街路灯)     | LST1-6300LM    | 灯              | 4.000     |     |
| 外灯b (投光器)     | LJP1M-180 LM   | 個              | 2.000     |     |
| ハンドホール設置工     |                | 基              | 2.000     |     |
| 電線管           | EM-CE 3.5sq-2C | m              | 140.100   |     |
| 基礎コンクリート      |                | m <sup>3</sup> | 1.900     |     |
| 型枠            |                | 式              | 1.000     |     |
| 基礎碎石 (外灯 a)   |                | m <sup>3</sup> | 0.140     |     |
| 床堀            |                | 式              | 1.000     |     |
| 埋戻            |                | m <sup>3</sup> | 28.000    |     |
| 土砂運搬          | L=1.0km以下      | 式              | 1.000     |     |
| (2) 場内整備工     |                |                |           |     |
| 落蓋式U字側溝設置     |                | m              | 31.000    |     |
| 落蓋式U字側溝蓋設置    |                | 枚              | 31.000    |     |
| 落蓋式U字側溝       | 点検用            | m              | 4.000     |     |

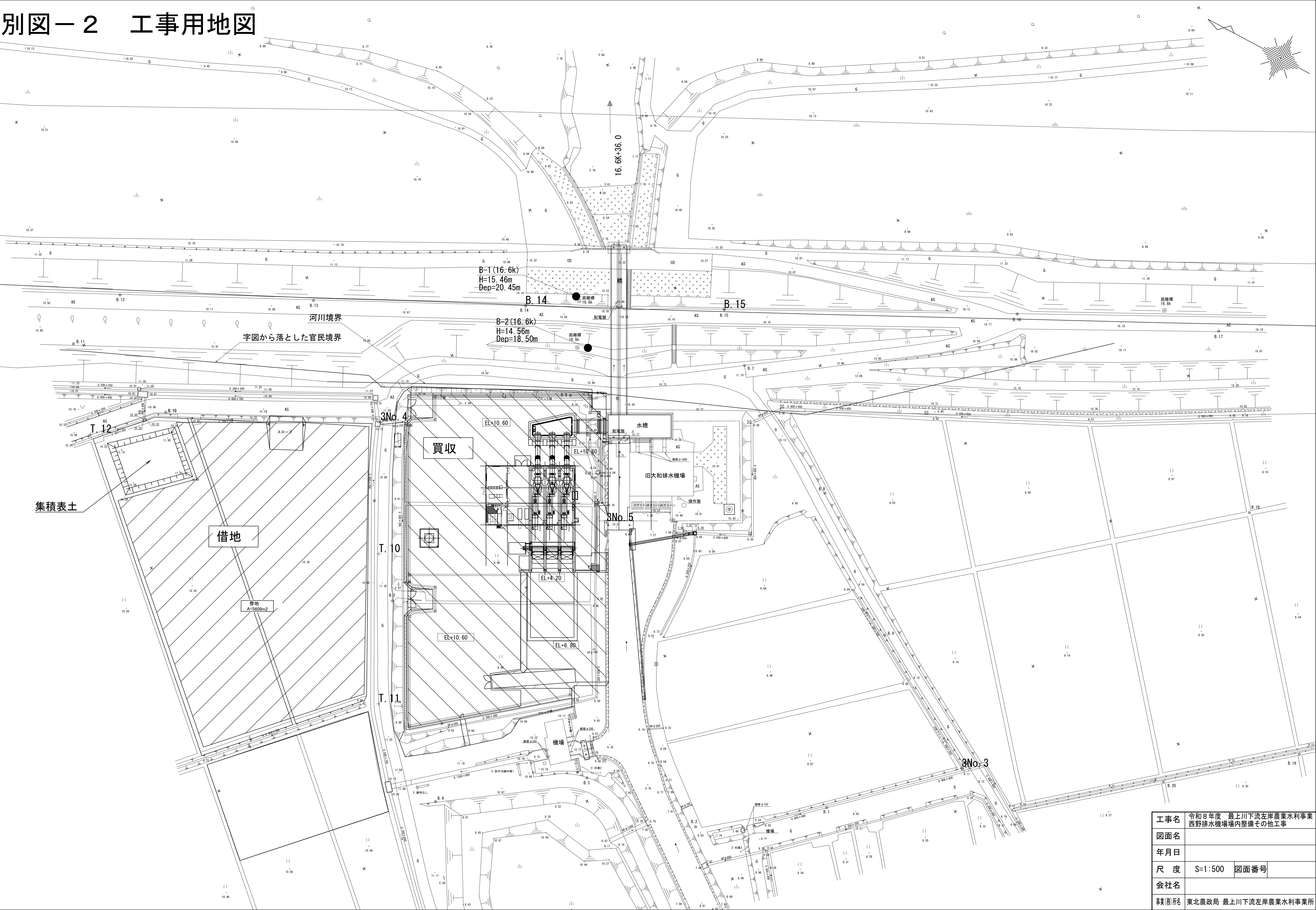
# 工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別   | 規格          | 単位             | 数量        | 備 考 |
|------------|-------------|----------------|-----------|-----|
| 落蓋式U字側溝蓋設置 | 点検用         | 枚              | 4.000     |     |
| 基礎碎石       | RC-40、t=100 | m <sup>3</sup> | 1.600     |     |
| 歩者道境界ブロック  | A種          | m              | 18.000    |     |
| 3. 原形復旧工   |             |                |           |     |
| (1)原形復旧工   |             |                |           |     |
| 田面整地       | 借地田         | m <sup>2</sup> | 6,455.000 |     |
| 畦畔復旧       |             | m              | 95.400    |     |
| 4. その他     |             |                |           |     |

別図－1 工事用地図



別図－2 工事用地図



## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。  
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。  
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。  
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

## 出来高部分払方式実施要領

### 1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

### 3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

### 4 入札・契約

#### (1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

##### ① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合  ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

##### ② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

#### 第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとする。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

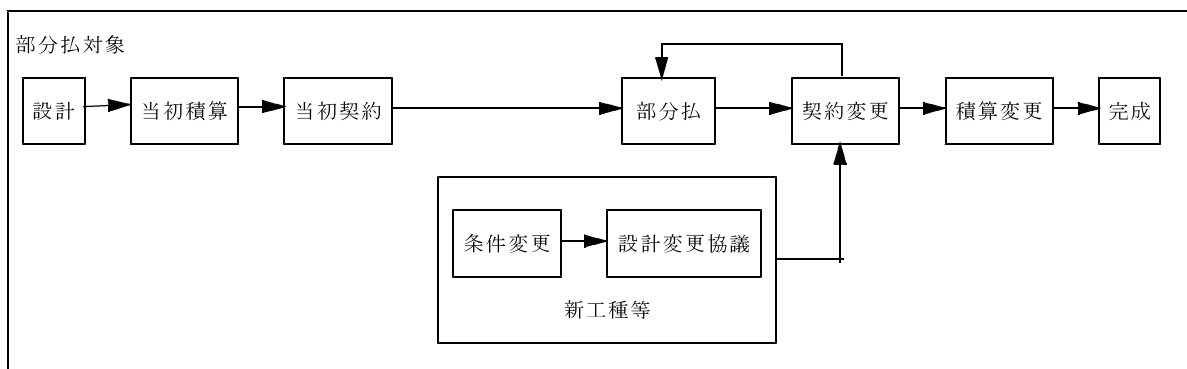
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

## 6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{\phantom{00}}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

## 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

## 9 検査

### (1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

### (2) 検査の実施

#### ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等には、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

#### ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

| 指定振込銀行    |  | 預金種別 | 口座番号 |
|-----------|--|------|------|
|           |  |      |      |
| ふりがな      |  |      |      |
| 口座<br>名 義 |  |      |      |

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ （工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額      ¥
- 2．前 払 金 請 求 額      ¥
- 3．受領済前払金額      ¥
- 4．未受領前払金額      ¥

| 指定振込銀行     |  | 預金種別 | 口座番号 |
|------------|--|------|------|
|            |  |      |      |
| ふりがな       |  |      |      |
| 口 座<br>名 義 |  |      |      |

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

出 来 高  
工 事 期 間  
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

## 実績変更対象経費に関する実施計画書

| 費 目       |           | 費 用                               | 内 容                                                                                                           | 計上額 |
|-----------|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 共通仮設<br>費 | 営繕費       | 借上費                               | 現場事務所、試験室、労働者<br>宿舎、倉庫、材料保管場所等<br>の敷地借上げに要する地代<br>及びこれらの建物を建築す<br>る代わりに貸しビル、マンシ<br>ョン、民家等を長期借上げす<br>る場合に要する費用 |     |
|           |           | 宿泊費                               | 労働者が、旅館、ホテル等に<br>宿泊する場合に要する費用                                                                                 |     |
|           |           | 労働者送<br>迎費                        | 労働者をマイクロバス等で<br>日々当該現場に送迎輸送(水<br>上輸送を含む)をするために<br>要する費用(運転手賃金、車<br>両損料、燃料費等含む)                                |     |
|           | 小 計       |                                   |                                                                                                               |     |
| 現場管理<br>費 | 労務管理<br>費 | 募集及び<br>解散に要<br>する費用              | 労働者の赴任手当、労働者の<br>帰省旅費、労働者の帰省手当                                                                                |     |
|           |           | 賃金以外<br>の食事、<br>通勤等に<br>要する費<br>用 | 労働者の食事補助、交通費の<br>支給                                                                                           |     |
|           | 小 計       |                                   |                                                                                                               |     |
| 合 計       |           |                                   |                                                                                                               |     |

## 実績変更対象経費に関する変更実施計画書

| 費 目           |                 | 費 用               | 内 容                                                                                   | 計上額<br>(当初) | 計上額<br>(変更) | 差額 |
|---------------|-----------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|----|
| 共通<br>仮設<br>費 | 営 繕<br>費        | 借上費               | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 |             |             |    |
|               |                 | 宿泊費               | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用                                                             |             |             |    |
|               |                 | 労働者<br>送迎費        | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）                        |             |             |    |
|               | 小 計             |                   |                                                                                       |             |             |    |
| 現場<br>管理<br>費 | 労 務<br>管 理<br>費 | 募集及び解散に要する費用      | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当                                                            |             |             |    |
|               |                 | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助、交通費の支給                                                                       |             |             |    |
|               | 小 計             |                   |                                                                                       |             |             |    |
| 合 計           |                 |                   |                                                                                       |             |             |    |

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官  
〇〇 〇〇 様

住所  
商号又は名称  
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

|           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 工 事 名     | 〇〇〇〇工事                                 |
| 工 事 場 所   | 〇〇県〇〇市〇〇                               |
| 契約予定年月日   | 令和 年 月 日                               |
| 工 事 の 始 期 | 令和 年 月 日                               |
| 工 期       | 工 事 の 始 期 から<br>(〇〇〇日間)<br>令和 年 月 日 まで |

※契約の締結までに提出すること。  
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

# 令和 8 年度

## 最上川下流左岸農業水利事業

### 西野排水機場場内整備その他工事

#### 図面目録

(1/1)

| 図 面 番 号    | 図 面 名 称              | 枚数 | 備考 |
|------------|----------------------|----|----|
| 1          | 位置図                  | 1  |    |
| 2 － 1 ／ 3  | 西野排水機場場内整備計画平面図（1／3） | 1  |    |
| 2 － 2 ／ 3  | 西野排水機場場内整備計画平面図（2／3） | 1  |    |
| 2 － 3 ／ 3  | 西野排水機場場内整備計画平面図（3／3） | 1  |    |
| 3          | 西野排水機場場内整備計画横断図      | 1  |    |
| 4          | 西野排水機場防護柵工構造図        | 1  |    |
| 5          | 西野排水機场上水道管本舗装復旧工図    | 1  |    |
| 6          | 西野排水機場集塵ピット構造図       | 1  |    |
| 7          | 西野排水機場集塵ピット配筋図       | 1  |    |
| 8          | 西野排水機場スロープ構造図        | 1  |    |
| 9 － 1 ／ 3  | 既設吐出水槽補強計画図（1／3）     | 1  |    |
| 9 － 2 ／ 3  | 既設吐出水槽補強計画図（2／3）     | 1  |    |
| 9 － 3 ／ 3  | 既設吐出水槽補強計画図（3／3）     | 1  |    |
| 10         | 排水路補修計画構造図           | 1  |    |
| 11 － 1 ／ 3 | 大和排水機場場内整備計画平面図（1／3） | 1  |    |
| 11 － 2 ／ 3 | 大和排水機場場内整備計画平面図（2／3） | 1  |    |
| 11 － 3 ／ 3 | 大和排水機場場内整備計画平面図（3／3） | 1  |    |
| 12 － 1 ／ 2 | 仮設図（1／2）             | 1  |    |
| 12 － 2 ／ 2 | 仮設図（2／2）             | 1  |    |
| 13         | 西野排水機場工事用進入路計画図      | 1  |    |
| 14         | 大和排水機場工事用進入路計画図      | 1  |    |
| 計          |                      | 21 |    |